

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和5年10月20日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒516-1106）三重県伊勢市横輪町586番地

（ミエケンイセシヨコワチョウ586バンチ）

名称（フリガナ）：横輪町活性化委員会（ヨコワチョウカッセイカイインカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：会長 上田 和夫

ウェブサイトのアドレス：<http://heart.pro.tok2.com/yokowa/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：横輪いも（ヨコワイモ）、Yokowa Imo

4 明細書の変更

横輪町活性化委員会（以下「生産者団体」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

生産者団体は、構成員たる生産業者（以下「生産業者」）に対し、「横輪いも」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「横輪いも」の生産地及び栽培方法等を記録し、生産者団体に提示するとともに保管する。

また、出荷規格に基づき選果を行っただけで出荷する。

イ 生産者団体の手順

生産者団体は、「横輪いも」が出荷された際、出荷規格に基づき検品を行い、その結果を記録し保管する。

また、明細書に記載された生産地及び生産の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時調査を実施し事実確認を行う。

（2）手順の妥当性を見直す機会

生産者団体は、上記（1）のア及びイの手順について、年に1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

生産者団体は、生産業者が上記5（1）の手順を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

生産者団体は、5（1）の周知の際に、地理的表示である「横輪いも」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「やまのいも」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「横輪いも」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

生産者団体は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、当該生産業者が生産者団体の警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、生産者団体は当該生産業者の生産した「やまのいも」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

生産者団体は、上記6及び8に関して、生産業者による「横輪いも」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

生産者団体及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「横輪いも」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び協議会が行った指導等に係る資料

11 連絡先（文書送付先）

